

大潟村スポーツ団体活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大潟村村民体育館(以下「体育館」という。)の改修工事に伴い、大潟村のスポーツ団体の継続的な活動を支援するため、体育館の使用に代えてスポーツ施設(以下「代替施設」という。)利用にかかる費用の負担を軽減します。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となるのは、次の団体とする。

- (1) 大潟村スポーツ協会に加盟している団体
- (2) 大潟村スポーツ少年団に加盟している団体
- (3) 大潟村地域クラブに加盟している団体
- (4) 総合型地域スポーツクラブ「スポーレおおがた」
- (5) その他、村長が特に認めた団体

(補助対象及び額)

第3条 補助金は、体育館の改修工事に伴い、前条に規定する団体がその対象とする競技を行うために、代替施設を使用した場合に交付するものとする。

2 補助金の交付額及び上限額は別に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、様式第1号の申請書兼実績報告書により、次の各号に掲げる関係書類を添付し、代替施設を使用した月ごとに翌月の10日までに村長に提出するものとする。

- (1) 活動報告書(様式第2号)
- (2) 領収書等代替施設の使用料を支払ったことを証する書類
- (3) 請求書兼支払金口座振替依頼書

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定するとともに、様式第3号により、申請をした団体に通知するものとする。交付しないことと決定したときも、その旨通知するものとする。

(調査等)

第6条 村長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた団体に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第7条 村長は、補助金の交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条の2関係）

補助金の額	1日の利用料金の1/2（100円未満切捨、上限2,500円）
補助限度額	1団体あたり120,000円／年